

2021年12月27日

経済産業大臣 萩生田 光一様
環境大臣 山口 壯様

容量市場制度の見直しを求める意見

日本生活協同組合連合会
代表理事統括専務 嶋田裕之

小売電気事業者に費用負担（容量拠出金）が求められる容量市場制度について、2024年度分については2020年9月に初のオークション結果が公表され、約定総容量は1億6,769万kW、約定価格は14,137円/kWとなり、設定された上限価格とほぼ同額で約定する結果となりました。2025年度分については2021年12月にオークションの結果が公表され、北海道・九州エリアは5,242円/kW、北海道・九州エリア以外は3,495円/kWという結果となりました。

この結果は消費者にとって以下のような問題点をはらんでいるとともに、電力自由化・電力システム改革の意義を損なう事態になりかねないと考えられることから、2回の約定結果の見直しと、容量市場制度の再検討を求めます。

1. 消費者をはじめ需要家にとって、電気料金値上げにつながるおそれがあります。

容量市場に係る費用（容量拠出金）は、全ての小売電気事業者、送配電事業者が負担するものですが、2020年9月の約定結果公表後に多少の制度見直しが行われたものの、約定価格が制度趣旨である発電所を維持するために必要な金額を上回るという問題点の解消には至っていません。容量市場制度は、電源種別や稼働年数関係なく全ての発電所に一律の価格を支払うという制度設計になっており、個別発電所が必要な維持管理コストと異なる約定価格が決定されるような構造になっていることから、消費者利益を損なうことが懸念されています。

容量拠出金は基本的に電気料金に転嫁されるものと考えられますが、2024年度分については「約定総額から概算するkWh当たり負担額は約1.9円、一般家庭の負担で考えると年間約1万円の負担」とする試算もあり、大きな負担となります。このように、容量市場制度はそもそも本来消費者が負担する必要性のない金額を上回って支払うという制度設計になっており、消費者の立場からは認めるものではありません。

2. 新電力事業者が事業継続困難となることにより、消費者にとって電力会社の選択肢が狭まるおそれがあります。

容量拠出金の規模は小売電気事業者にもよりますが、kWh当たり1.9円は小売電気事業の粗利を超える水準であり、事業継続が困難となることが見込まれます。2025年度分の約定価格は前回よりは改善されたものの、新電力事業者にとっては依然として大きな負担であることには変わりないものと考えられます。

2016年の電力小売全面自由化は、消費者にとっては「電力会社が選べる」ものであり、エネルギー需給の領域において消費者の選択を保障するものであったはずですが、2021年8月時点で、日本の総需要に占める新電力シェアは22.6%、最大の新電力事業者でも2.28%にすぎません。2回の落札結果から新電力事業者の多くが事業撤退するような事態となれば、電力小売全面自由化自体の成果が失われてしまうこととなります。

3. 石炭火力発電所の温存につながるおそれがあり、カーボンニュートラルに逆行します。

容量市場制度は全ての発電所に一律の価格を支払うという制度設計になっていることから、高効率の石炭火力発電所にも固定費を大きく上回る水準の容量拠出金が支払われることなども制度設計上問題があると言えます。これは、2050年カーボンニュートラル実現というパリ協定目標の観点からも問題があります。

そもそも容量市場制度については、新電力にとって一方的に負担が増加し、結果的に旧一般電気事業者に対して競争上不利な立場に追いやられてしまう競争政策上の懸念が指摘されています。「ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べる」という電力小売全面自由化の理念、「再生可能エネルギー主力電源化」「2050年カーボンニュートラル」等の国家目標達成に向けて齟齬が生じないように、制度設計をやり直す必要があると考えます。

以上のことから、2回の約定結果を見直すとともに、容量市場制度そのものの再検討を求めます。

以上